

令和2年度 建築確認実践研修(意匠・設備コース) ご質問及び回答

令和2年12月17日

No.	講習日	課目	該当箇所	質問要旨	回答
1	11月30日	建築確認審査の流れとポイント	運用マニュアル P11	欄外※について例えば法6条1項4号建築物の場合、審査期間中に任意通知を出し、補正が行われる前に審査期間が過ぎた場合(7日経った場合)、補正が行われないことを理由に法定通知を出しても良いのでしょうか。	欄外※②にある通り、任意通知(補正等の書面の交付)を行い補正等を求めます(H19年国交告835号第一第5項第3号イ又はロ)。この期限内に、正当な理由もなく補正が行われなかった場合は、法定通知を行います(法第6条第7項)。これらについては、法第6条第1項第4号建築物においても同じです。なお、任意通知及び法定通知とも相当の期限を定めて通知しますが、4号建築物の場合は7日と短いため、気を付ける必要がございます(運用マニュアルP10参照)
2	11月30日	集団規定の審査	配布資料 P11	都市計画区域内の非線引区域と調整区域についても道路幅員からの容積率は適用されるということでしょうか。また行政庁が指定しない場合は $0.6 * \text{道路幅員} > 200\%$ となり、用途地域による容積率の方が小さくなる場合が多いため、申請図では道路幅員からの容積率検討がなくても問題ない、という理解で良いのでしょうか。	都市計画区域及び準都市計画区域内であれば、法52条第2項の規定は適用されます。 容積率の限度に関しては、法第52条第1項及び第2項の規定による値のうち小さいほうの値であることを確認する必要がありますが、法適合が明らかな場合等においては、建築主事等の判断により、図書への明示を指摘をしないことも考えられます。
3	12月1日	集団規定の審査	配布資料 P11	容積率の緩和について、任意で採用できるものという理解で良いのでしょうか。審査上、緩和できるがしていない物件があった場合、指摘が必要でしょうか。	法適合が明らかな場合等においては、建築主事等の判断により、指摘をしないことも考えられます。
4	12月1日	集団規定の審査	配布資料 P20	延焼防止建築物について、解説の中で「天空率と同じく性能規定である」とのことでしたが、個々に検討できるということでしょうか。令109条の3にあるような大臣の個別認定を受けるものとは別と考えて良いのでしょうか。	いわゆる延焼防止建築物は、令和元年国交告194号第2の規定に適合する建築物が該当しますので、個々に検討することができます。
5	12月1日	集団規定の審査	配布資料 P32	天空率の検討の際、高低差がある場合について、北側斜線と隣地斜線については建物の設置面に高低差がある時に高低差の検討を行うのであって、設置面と前面道路に高低差があっても関係ないということでしょうか。	北側斜線又は隣地斜線における天空率検討の高低差緩和については、当該建築物の敷地の地盤面と隣地の地盤面の高低差によって適用の有無が決まります。この場合、前面道路の高さは関係ありません。

*講習に関するご質問のみ記載しております。

*類似のご質問は、纏めさせていただいています。また語尾の表現など一部を変更している場合があります。